

相・続・通・信 第23号

HP も是非ご覧ください！

相続 長野

検索



◆松本駅前店

〒390-0817

長野県松本市巾上 13-6

☎ : 0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

◆長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

☎ : 0120-49-1322

TEL:026-223-1322

◆飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アダージュ 2 1F

☎ : 0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

イキイキ！セカンドライフセミナー

家族の「書類整理」と自身の「財産管理」

当センターでは、来る7月3日(水)、7月10日(水)、家族の「書類整理」と自身の「財産管理」と題しましてセミナーを開催いたします。今回、住まいプランニング・快適生活プランナーの藤森妙子さんを講師に迎え、家庭にあふれる様々な書面を上手に整理・ファイリングする方法をお話します。さらに金融機関の口座や加入保険の数、内容など所有財産に関する整理や相続税、相続トラブルへの対策について相続手続支援センター専門相談員の清水あゆ子が分かりやすくお話します。各回内容が異なりますので、ご都合をつけていただき、是非2回のご参加をお待ちしています。

財産が整理されていない、相続手続に重要な書類が見つからないといった場合、困るのは残されたご家族。身の回りのモノとお金の整理をして、家族みんなが安心できる暮らしをしませんか。その助けになれば幸いです。

セミナー参加費用は無料ですが、予約制となっております。参加を希望する方は、下記の電話番号までご連絡ください。多くの方のご参加を心よりお待ちしております！

松本会場

◆日時：

平成25年7月3日(水)

平成25年7月10日(水)

◆会場：市民タイムス

みすず野ホール

◆時間：10:00~12:00

◆定員：30名

◆持ち物：筆記用具

長野会場

◆日時：

平成25年7月3日(水)

平成25年7月10日(水)

◆会場：ホクト文化ホール

◆時間：14:30~16:30

◆定員：30名

◆持ち物：筆記用具

下記のことが気になる方！

是非ご参加を！！

☑自分(家族)がどんな保険に入っているのかよくわからない。

☑銀行や証券会社から来る書類の整理が苦手だ。

☑家族に万一があった時どれが財産なのか分からない。

☑自分の持っている財産の見直し(スリム化・処分)をしたい。

申込先

受付時間は

こちらです！



相続手続支援センター松本駅前店

0120-97-3713



相続手続支援センター長野駅前店

0120-49-1322

※申込受付時間：(月~金) 9:00~18:00 (土日祝) 10:00~18:00

※土日祝は松本駅前店へ転送となります。



相続手続支援センター®

～相続の現場から～ 自身の財産整理をするのは今

相続税の心配な方も、そうでない方も、皆さんに是非しておいていただきたいこと、それは、「自身の財産整理」です。「自分の財産」と言われて、すぐに全てを思いつきますか？そして、財産資料（証券等）をすぐにそろえて出してくることができますか？自分の入っている保険、自分が預けているお金、株式、債権等々、勧められるがままに入って、預けてしまっているような財産はありませんか？そうでなくても、財産というのは、年金や給与等収入のある通帳以外は、そのままになってしまいがちです。よって、自分自身の財産であるにもかかわらず、年月の経過とともに即座に認識をすることが難しくなってしまいます。

その財産、今見直しをし、整理整頓をする。これをおススメします。理由は二つあります。一つは、自身の財産を自身にとって有効に活用できるようにするため。お持ちの財産も忘れ去られていたらもったいないですね。定期、保険にしておくより、解約し、自身のために今使うことが有効利用かもしれません。その判断をするために整理整頓をしてみましょう。もう一つは、自身に万一のことがあった時、遺族が困らないようにするため。プラスの財産だけならばまだしも、マイナスの財産も相続財産。財産整理をし、マイナス財産も含めて遺族に分かるようにしておくことが大事です。また、下記にもあります相続税の増税。相続財産を早く把握し、相続税がかかるのかどうかを遺族が速やかに調べることができるよう整理整頓をしてみましょう。

エンディングノートには財産の記載をするページがあり、財産の整理整頓が簡単にできます。弊センターでも販売しております。一冊 525 円です。お気軽にお問い合わせください。

相続“豆”知識

相続税がかかるかも!?

相談に来社される方の多くは相続税を心配されていますが、現行では相続税がかかる方は亡くなる方の3～4%と少数です。相続税は遺産の総額から非課税とされる財産（葬式費用等）を除いた正味遺産額が、基礎控除額を上回るときにかかります。

◇現行◇ 相続税の基礎控除額 5,000 万円 + 1,000 万円×法定相続人の数

例えば法定相続人が3人の場合、現行では亡くなった方の正味財産が 8,000 万円までは非課税となります。

ところがこの度の改正で今まで相続税がかからなかった方も平成27年1月より相続税がかかってくるかもしれません。

◇改正後◇ 相続税の基礎控除額 3,000 万円 + 600 万円×法定相続人の数

先ほどの例に当てはめると改正後は非課税額が 4,800 万円までとなり、現行より 40%減額となってきます。これにより相続税申告が必要な方が 6%程度に増加するとみられています。

ご自分の財産がいくらあるのか、ご自身が亡くなったら相続税がかかるのかなど生前に知っておくことが必要かと思えます。一度試算されてはいかがでしょうか？

